

平成 29 年度の組織の見直しについて

町では、寒川町自治基本条例第 27 条に基づき、定期的に行政組織（役場の各部・課等の体制）の検討・見直しを行っています。

大幅に組織を変更した前回の見直し（平成 25 年度）について検証を実施した結果、大きな課題はなかったものの、今後の町のあり方によって大きなポイントとなる次の 2 点に特化して、平成 29 年 4 月 1 日に組織の見直しを実施します。

寒川町自治基本条例《抜粋》

（町の組織）

- 第 27 条 町は、常に町の組織を町民に分かりやすく、簡素で機能的なものとするよう努めます。
- 2 町は、社会環境の変化や町民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるように組織を見直します。

1. 『寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略』を推進する組織づくり

日本の急速な少子化・高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法が制定されました。これを受けて町でも地域の実情に応じ、人口の現状と将来の方向性を示す『寒川町人口ビジョン』と、その実現のため、平成 31 年度までの 5 年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた『寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定しました。

平成 29 年度からの組織については、『寒川町人口ビジョン』で示した 3 つの「目指すべき将来の方向」ごとに組織強化を図り、『寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略』に位置付けた施策展開に積極的に取り組みます。

(1) 雇用機会の確保と産業の創出

【課題】

既存の製造業を中心とした企業ニーズへの対応に加え、今後の地域経済の担い手となりうる創業者などの人材育成、創業支援などに関する仕組みづくりが必要です。

【見直し内容】

産業振興課に新たに企業支援担当を設置し、地域経済団体、金融機関等と行政が一体となって総合的に支援する仕組みづくりに取り組みます。《平成 28 年度に見直し実施済み》

(2) 若い世代の子育て環境の整備

【課題】

町の出生率は全国平均をやや下回っており、町民アンケートでは、子どもの数が少ない要因として出産や子育てにあたっての経済的な不安をあげる割合が高く、子どもを産み育てやすい環境づくりが必要です。

【見直し内容】

現在の子ども青少年課を、子育て家庭に対する支援を主とした「子育て支援課」と、子ども本人の育成を主とした「保育・青少年課」に分割し、体制を充実させるとともに、子育て支援課に妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」（=のびのびすくすく担当）を整備することにより、子どもを産み育てやすい環境づくりへの積極的な施策展開に取り組みます。

③まちの魅力と認知度の向上

【課題】

町の知名度を向上させ、新たなひとの流れを生み出し、定住につなげるためには、町の「売り」となる魅力や特色ある地域資源を活用し、アピールすることが必要です。

この魅力や資源を発掘・生産するためには、情報の収集・分析が必要であり、また、効果的にアピールするために情報発信力を強化する必要があります。

【見直し内容】

企画政策課の1担当であった広報統計担当を「広報戦略課」として独立させ、「統計マーケティング担当」と「広報プロモーション担当」を新たに設置し、さらに「情報システム担当」を同課に位置付けることで、町民ニーズ等の把握（マーケティング）とシステムを活用したデータ分析を強化するとともに、多様な広報手段を活用した情報発信（プロモーション）の強化に取り組みます。

2. 喫緊の課題や環境の変化へ対応する組織づくり

早急に取り組むべき課題や、町を取り巻く環境変化への対応を、効率的・効果的に進めるため、次の部門において組織強化を図ります。

①「(仮称)寒川町公共施設等総合管理計画」の整備

【課題】

全国の地方公共団体において「公共施設等の老朽化・更新問題」が大きな課題となっており、町においても早急に対応する必要があります。

【見直し内容】

総務課の1担当であった管財担当を独立させ、「管財担当」から上記計画に関する部門を「計画担当」として新たに設置し、「施設再編課」として位置付けることで、公共施設等に係る総合的な把握・管理と、上記計画の推進と個別計画の策定に注力します。

②「町民が安心して暮らせるまちづくり」の充実

【課題】

東日本大震災の発生を受け、平成25年度の組織の見直しにおいては災害対策に係る危機管理体制の充実・強化に特化した「危機管理課」を設置しましたが、過去の震災を教訓に「自助・共助・公助」の観点からの災害対策の充実・強化や、交通安全・防犯対策を含めた「町民の安心・安全」に関する包括的な取り組みが必要です。

【見直し内容】

町民部協働文化推進課協働担当にあった交通安全対策・防犯対策に関する事務を1担当として独立させ、企画政策部にあった危機管理課危機管理担当とを統合し「町民安全課」として位置付けることで、町民が共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

その他(組織名の簡素化・明確化)

組織の名称について業務内容などの実情に即し、簡素で明確なものにします。

【見直し内容】

「企画政策部」を「企画部」とします。

「収納対策課」を「収納課」とします。

「総務課」にあった「職員担当」を職員の資質向上などの取り組みにより注力する体制として明確にするため「職員力推進担当」とします。